

刑事司法・少年司法の担い手教育

～司法の課題と大学教育のこれから～ **コーディネーター 丸山 泰弘** (立正大学法学部教授)

1908年から100年近く運用されていた旧監獄法は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律として改正され2006年に施行された。本法では変わりゆく矯正の現場での課題に対応するため、そして新たに特別改善指導を加えるなどの刑の個別化の実現を目指している。また、更生保護法は2008年に施行され、それまでの執行猶予者に関する部分と仮釈放者に関する部分とを統合し、新たな社会内処遇の課題に取り組んでいる。少年法に関しては、さらに改正の動きは激しくここ20余年の間に5度の改正が行われている。このように、対象となる者とその現場で活動されている矯正・保護、少年司法、家庭裁判所等(以下、「矯正・保護等」という)の担い手を取り巻く環境は大きく変化している。

その一方で、矯正・保護等を担っていく若手を育てる大学教育は必ずしも十分ではなく、大学等で矯正・保護等の実務と理念を学べるのは龍谷大学が用意している矯正・保護課程のみではなかろうか。さらに全国での刑事政策学の講座は減少し続け、犯罪とそれを取り巻く人や施設、制度を学べる環境が減少している。

近年、社会福祉士試験科目として採用されている「更生保護制度」は「刑事司法と福祉」として新たな名称とともにその社会福祉士に必要な知識を深める改革を行なっているが、これもまだ発展途上であろう。

このような激変する刑事司法の課題がある中で、矯正・保護等を取り巻く大学教育の現場では時代に沿った変化をしてきたのであろうか。立正大学法学部では2020年に龍谷大学矯正・保護総合センターと協定を結び、今後の矯正・保護、そして家庭裁判所調査官などを養成する教育に力を入れていく。

そこで、本シンポジウムでは、成人矯正・少年矯正・更生保護・家庭裁判所のそれぞれの一線で活躍された方々をお招きし、現代の刑事司法的課題を検討いただくと同時に、これからの矯正・保護・少年司法を担っていく学生たちに何が必要か、教育の現場で何が求められているのか話題提供をいただき、参加者全員で検討することとしたい。

丸山 泰弘

1980年、京都府生まれ。龍谷大学大学院博士後期課程修了(博士[法学])。龍谷大学矯正・保護総合センター博士研究員などを経て現職。日本犯罪社会学会理事。日本司法福祉学会理事。2017年ロンドン大学、2018-2020年UCバークレー客員研究員。著書として「刑事司法における薬物依存治療プログラムの意義」(2016年:守屋研究奨励賞受賞)などがある。



表紙の写真(撮影:丸山泰弘)について…近代の自由刑の起源は、イギリスのブライドウェル懲治場とする説とオランダのアムステルダム懲治場とする説があります。この写真はオランダのアムステルダムにある懲治場(女性のための施設:スピンハウス(1597年))の門です。そこには「怖るるなかれ!余は汝の悪行に対し復讐せんとするものにあらず、却って汝を善に導かんとするものなり。余の手は厳格なりと雖も、余の心は親心なり」と記されています。

立正大学法学部・法制研究所

〒141-8602 東京都品川区大崎4-2-16

TEL. 03-3492-3183

刑事司法・少年司法の担い手教育

～司法の課題と大学教育のこれから～

2021年 **11月27日(土)** 14:00-17:00
オンライン(Zoom)開催 **参加費無料 / 事前申込不要**

主催:立正大学法学部・法制研究所

〒141-8602 東京都品川区大崎4-2-16(立正大学法学部事務室) TEL. 03-3492-3183

後援:法務省、公益財団法人 矯正協会、更生保護法人 日本更生保護協会、龍谷大学 矯正・保護総合センター

刑事司法・少年司法の担い手教育

～司法の課題と大学教育のこれから～

プログラム

開会の挨拶 **川真田 嘉壽子**(立正大学法制研究所長)

基調講演 **村井 敏邦**氏(一橋大学名誉教授・元龍谷大学矯正・保護研究センター長)

パネルディスカッション

パネリスト

菱田 律子氏(元浪速少年院長・元和歌山刑務所首席矯正処遇官)

大場 玲子氏(東北地方更生保護委員会委員長)

八田 次郎氏(元小田原少年院長)

村尾 泰弘氏(立正大学社会福祉学部教授・元家庭裁判所調査官)

コメンテーター

上瀬 由美子氏(立正大学心理学部長)

片山 徒有氏(被害者と司法を考える会代表)

司会

丸山 泰弘(立正大学法学部教授)

閉会の挨拶 **位田 央**(立正大学法学部長)



村井 敏邦 氏

1941年9月、大阪市生まれ。一橋大学商学部と法学部卒業。20期司法修習後、一橋大学助手、助教授、教授を経て、龍谷大学法学部教授、龍谷大学矯正保護研究センター長。2010年龍谷大学定年退職。その後、東京弁護士会弁護士。龍谷大学名誉教授、一橋大学名誉教授。2014年度立正大学非常勤講師。



菱田 律子 氏

1952年富山県生まれ、東北大学教育学部卒業。1976年4月法務教官として採用され、名古屋・東京・大阪・高松・広島各管内の少年院・刑務所の教育・処遇関係を歴任、2013年3月浪速少年院長を最後に定年退職。2013年度から2020年度まで、龍谷大学矯正・保護課程「矯正教育学」講師。2015年度から2020年度まで、和歌山刑務所篤志面接委員。



大場 玲子 氏

東北地方更生保護委員会委員長。1984年法務省入省。各地の保護観察所及び地方更生保護委員会で保護観察官として勤務、保護局で更生保護行政に関与したほか法務総合研究所において犯罪白書の作成にも携わった。所属学会は、日本更生保護学会、犯罪社会学会、犯罪心理学会、日本被害者学会。



八田 次郎 氏

1971年岐阜少年院、多摩少年院首席専門官、松山学園長等(少年鑑別所4箇所、少年院12箇所14回勤務)、2006年小田原少年院長で退職、家裁調停委員(～2016)、中京大学法学部非常勤講師(～2016)、名古屋刑務所篤志面接委員(～2021)、矯正研修所名古屋支所講師(～2021)、子どもの人権研究会代表世話人、日本司法福祉学会名誉会員。



村尾 泰弘 氏

1981年3月、横浜国立大学大学院教育学研究科修士課程修了。家庭裁判所調査官として少年非行や離婚など多くの家庭問題にかかわった後、立正大学専任講師、助教授を経て、現在、立正大学社会福祉学部教授。NPO法人「神奈川被害者支援センター」理事長。前日本司法福祉学会会長。臨床心理士・公認心理師としても活動。



上瀬 由美子 氏

2010年より立正大学心理学部。専門は社会心理学。近年は官民協働の刑務所(PFI刑務所)開設が地域住民の心理に及ぼす影響について、偏見・ステレオタイプの低減・解消プロセスに焦点をあてた調査研究を行っている。「PFI手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する検討会議」委員(2016年)。



片山 徒有 氏

2000年頃より少年院や刑務所等での講演活動に取り組む。2021年少年法改正法案に反対する立場から衆議院法務委員会参考人として意見陳述を行う。「18・19歳非行少年は厳罰化で立ち直れるか」(現代人文社)編集代表。被害者と司法を考える会代表。